

税のお知らせ

6月の納税等

村県民税／前納・第1期
保育料／6月分
納期限／6月30日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

6月30日は、個人住民税(普通徴収)の納期限です

個人住民税は、毎年1月1日にその市町村に住所があるか、あるいは事務所などがある方にかかる税金で、道府県民税と市町村民税を合わせて住民税とよばれています。

住民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割等から構成されています。

●均等割の税率
県民税年額 2,000円
(あいち森と緑づくり税500円及び復興特別税500円を含む)
村民税年額 3,500円
(復興特別税500円を含む)

●所得割の税率
県民税 4% } 一律10%
村民税 6% }
所得割の計算方法
(所得金額－所得控除額) × 10%
－税額控除額＝所得割額

所得金額：一般に収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
所得控除：扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除などがあります。

税額控除：調整控除、配当控除、外国税額控除などがあります。

●納税の方法

村民税と県民税を合わせて次のいずれかの方法により納税します。

普通徴収：役場から個人に納税通知書を送付して、直接個人が納付する方法です。納期は、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)です。全期前納で納めることもできます。

特別徴収：6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きされ、給与支払者が給与所得者に代わって納める方法です。

※特別徴収で納付されている方が、その年の途中で会社を辞められた場合、納付方法が普通徴収に変更されます。ただし、本人が希望される場合、または翌年1月1日以降に退職された場合は、**未納税額が給与から一括徴収**されます。

なお、再度他の会社へ就職された場合でも申し出がなければ、特別徴収による納付はできませんので、ご注意ください。

●問合せ先 総務部税務課

特別徴収にご協力を

給与所得に係る住民税の徴収方法で、毎月(6月から翌年5月まで)の給与から天引きによる納税制度です。地方税法等の規定により、給与所得に係る住民税は特別徴収によって徴収することとされています。

納税者の方々の利便性の向上及び納税の公平を図るため、今まで普通徴収であった方についても特別徴収とさせていただきますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

●納税者のメリット

- ・毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります
- ・納税のために金融機関等に行く手間が省けます
- ・年4回払いの普通徴収よりも、年12回払いの特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくて済みます

●問合せ先 総務部税務課



警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (29年4月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
4月	0	0	0	0	0
1～4月	0	1	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
4月	0	0	0	0	1
1～4月	0	0	0	0	5
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
4月	1	0	0	1	
1～4月	3	0	0	3	